

## 仕 様 書

(趣旨)

第1 愛知県（以下「甲」という。）及び名古屋市（以下「乙」という。）が行う入院者訪問支援事業に係る業務の委託内容はこの仕様書、「別記 妨害又は不当要求に関する届け出義務に関する特記仕様書」、「別添 障害者差別解消に関する特記仕様書」及び「別紙1 情報取扱注意項目」によるものとする。

(委託内容)

第2 委託内容は次に掲げる事項とする。なお、甲は次の1及び2を委託し、乙は1を委託する。

### 1 訪問支援員養成研修の開催

#### (1) 研修対象者

愛知県入院者訪問支援事業又は名古屋市入院者訪問支援事業における入院者訪問支援員として活動することを希望する者。

#### (2) 研修内容等

##### ア カリキュラム

研修内容は、「入院者訪問支援事業の実施について」（令和5年3月31日付障精発0331第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）の別記に定められた訪問支援員養成研修カリキュラム（以下「訪問支援員養成研修カリキュラム」という。）とする。なお、甲又は乙が指定するそれぞれの実務に必要な知識の習得に関する科目を含むものとする。

##### イ 研修テキスト

研修テキストについては、訪問支援員養成研修カリキュラムに沿った内容のテキストとする。

##### ウ 研修講師等

訪問支援の意義や訪問支援員の役割等に関する知識を有する者で、研修を教授するのに適当な者とする。なお、グループワーク実施時においては、適切に進行を行なえるようにファシリテーターを配置する。

#### (3) 受講者数

50名程度とする。

#### (4) 実施時期

令和7年9月30日までに開催する。

#### (5) 研修受講料

無料とする。

#### (6) 研修企画内容等の報告

受託者は、研修開催日の2か月前までに、研修日程、カリキュラム等を決定の上、速やかに甲及び乙へ報告し、甲及び乙の承認を得る。

(7) 研修の周知

前項の承認後、受託者は直ちに周知用のチラシを作成し、精神保健福祉士等の精神障害者に関係する対人援助の国家資格を有する者の団体等に配布し、会員への周知を依頼する。

(8) 受講申込

受託者は研修受講申込を受け付ける。

(9) 受講決定

甲の訪問支援員の派遣に係る事業を円滑に実施するため、受講者申込者のうち、一定数は受託者に所属するものを優先して受講を決定する。受講申込者が 50 名程度を越えていれば、残りの受講者については抽選によって決定する。

(10) 研修修了者名簿

受託者は研修受講者のうち全てのカリキュラムの修了を確認できたものについて、研修修了者名簿を作成し、速やかに甲及び乙に提供するものとする。

2 訪問支援員の派遣

(1) 対象者

ア 事業による支援を希望する法第 33 条第 2 項の規定による医療保護入院者

イ 事業による支援を希望しており、上記アと同等の支援が必要であると実施主体が認めた入院者

(2) 訪問支援員

甲は、1 に定める訪問支援員養成研修を修了した者のうち、適切な者を訪問支援員として選任する。

(3) 派遣窓口

本事業の窓口は、甲に設置し、入院者もしくは入院先医療機関等の関係者からの利用申請を受け付けるものとする。

(4) 派遣手順

ア 甲は本事業の利用申請を受け付けた場合、「対応記録」(別紙様式 1)のうち「電話受付時」及び「面会希望受付時」を作成すると共に、訪問支援員の派遣の可否等について入院先医療機関に確認し、「病院訪問調整時」を作成する。

イ 派遣を決定した場合、甲は当該入院者へ派遣する訪問支援員を選定する。

なお、選定は受託者へ「対応記録」(別紙様式 1)を送付し、受託者からの「対応記録」(別紙様式 1)の「訪問日時及び対応する訪問支援員」に記載による回答を受ける事により行う。受託者は、「対応記録」(別紙様式 1)を受理後、原則 2 週間以内に甲へ回答するものとする。

ウ 訪問支援員の派遣は、甲が選定した訪問支援員及び受託者が選定した訪問支援員の 2 名で実施するものとする。

エ 当該入院者への派遣終了後、受託者が選定した訪問支援員は、受託者へ「訪問報告書」(様式 3)を提出するものとし、受託者は提出された「訪問報告書」(様式 3)を月ごとにまとめ、委託料の支払請求書と併せ翌月 15 日までに甲に提出するものとする。

(留意事項)

第3 事業の実施については、甲及び乙と十分連携を図るものとする。

(雑則)

第4 この仕様書の定めのない事項については、甲及び乙と協議の上、決定する。